足立区小規模事業者等経営改善補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、経営力の強化に取組む足立区（以下「区」という。）内の小規模事業者等が、経営改善計画書の作成をとおして、経営を客観的に見直すとともに、収益を得るために必要となる直接的な設備投資及び店舗改修に要する経費について、区がその経費の一部を補助し、将来にわたって発展するための支援を行うことで、魅力ある小規模事業者等として競争力の強化を図り、もって区内経済の活性化と産業振興を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「小規模事業者等」とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）に定める小規模企業者をいう。ただし、常時使用する従業員の数は３０人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については１０人）以下とする。

（事業内容）

第３条　この要綱に基づく支援として実施する事業は、次のとおりとする。

（１）　計画作成相談　中小企業相談員又はマッチングクリエイター（以下「相談員」と総称する。）が小規模事業者等の経営改善に係る計画書（以下「経営改善計画書」という。）を作成するための相談に応じること。

（２）　補助金交付　小規模事業者等が実行した事業に対し、経費の一部を交付すること。

（３）　事後訪問　前号に規定する補助金の交付を受けた小規模事業者等に対し、相談員が訪問し、相談業務を行うこと。

（計画作成相談の実施義務等）

第４条　前条第１号の計画作成相談を受けようとする小規模事業者等は、産業振興課に相談の予約を行うものとする。

２　前条第１号の計画作成相談は、小規模事業者等の代表者又は従業者が受けなければならない。

３　前条第２号の補助金交付を受けようとする小規模事業者等は、第１２条の認定申請を行う前に、前条第１号の計画作成相談を受けなければならない。

（補助対象事業）

第５条　第３条第２号の補助金交付は、次の各号に掲げる補助金を交付するものとし、各補助金の対象事業については、当該各号に掲げる事業とする。

（１）　機械設備等購入費補助　生産力・販売力向上を目的とした設備、備品等の購入、設置工事、修理又は改造を行う事業

（２）　店舗改修費補助　集客力向上を目的とした設備、備品等の購入又は店舗改修を行う事業

（３）　操業環境改善費補助　操業環境の改善・生産力向上を目的とした近隣住民への配慮のための防音、防臭、防振等の工場改修並びに工場改修に伴う設備等の更新及び導入を行う事業

２　前項各号に規定する補助金は、同一年度においてそれぞれ重複して受けることができないものとする。

（機械設備等購入費補助及び店舗改修費補助に係る対象者）

第６条　前条第１項第１号又は第２号の補助金（以下この条において「本補助金」という。）の申請ができる者は、次に掲げる要件を全て満たす小規模事業者等とする。

（１）　区内で継続して１年以上同一の事業を営む個人又は法人（区を本店の所在地とする登記を行って１年以上経過しており、かつ、１年以上事業を営む者に限る。）であること。

（２）　経営改善計画書で定めた機械設備等の設置や店舗の改修等を申請日時点で開設後１年以上経過している区内の事業所及び店舗で実行すること。

（３）　大企業（中小企業基本法第２条に定める中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が、単独で、本補助金の対象となる小規模事業者等の発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有し、又は出資していないこと。

（４）　大企業が、複数の事業者と、本補助金の対象となる小規模事業者等の発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有し、又は出資していないこと。

（５）　本補助金の対象となる小規模事業者等の役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務していないこと。

（６）　第３号から前号までに掲げるもののほか、大企業が実質的に本補助金の対象となる小規模事業者等の経営に参画していないこと。

（７）　住民税、個人事業税、法人都民税及び法人事業税を滞納していないこと。

（８）　前年度に本補助金の交付を受けていないこと。

（９）　過去に本補助金の交付を受けている場合、当該交付に係る実績報告書等、区が求めた書類又は証明書を提出していること。

（１０）　本補助金の交付を受けようとする経費について、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公的機関から、類似の補助金の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

（１１）　本補助金の交付を受けようとする経費について、足立区新製品・新事業開発補助金交付要綱に基づく足立区新製品・新事業開発補助金の候補事業計画として採択されていないこと。

（１２）　チェーン店又はフランチャイズ店ではないこと。

（１３）　経営改善計画書で定めた計画内容に関し、法令等に抵触していないこと。

（１４）　経営改善計画書で定めた計画内容に関し、必要な資格、許認可等を取得していること。

（１５）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に定める営業を営む者又は当該営業を営む者で構成された団体でないこと。

（１６）　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくは日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人でないこと。

（操業環境改善費補助に係る対象者）

第７条　第５条第１項第３号の補助金（以下この条において「本補助金」という。）の申請ができる者は、次に掲げる要件を全て満たす小規模事業者等とする。

（１）　区内で継続して３年以上同一の製造業・機械修理業等を営む個人又は法人（区を本店の所在地とする登記を行って３年以上経過し、かつ、３年以上事業を営む者に限る。）であり、申請日時点において開設後３年以上経過している事業所又は工場で第５条第１項第３号に規定する対象事業を実施していること。

（２）　経営改善計画書に定めた設備の更新、工場の改修等を、区内で実行すること。

（３）　大企業が、単独で、本補助金の対象となる小規模事業者等の発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有し、又は出資していないこと。

（４）　大企業が、複数の事業者と、本補助金の対象となる小規模事業者等の発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有し、又は出資していないこと。

（５）　本補助金の対象となる小規模事業者等の役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務していないこと。

（６）　第３号から前号までに掲げるもののほか、大企業が実質的に本補助金の対象となる小規模事業者等の経営に参画していないこと。

（７）　住民税、固定資産税、個人事業税、法人都民税又は法人事業税を滞納していないこと。

（８）　前年度に、本補助金の交付を受けていないこと。

（９）　過去に本補助金の交付を受けている場合、当該交付に係る実績報告書等、区が求めた書類又は証明書を提出していること。

（１０）　本補助金の交付を受けようとする経費について、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公的機関から、類似の補助金の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

（１１）　本補助金の交付を受けようとする経費について、足立区新製品・新事業開発補助金交付要綱に基づく足立区新製品・新事業開発補助金の候補事業計画として採択されていないこと。

（１２）　チェーン店又はフランチャイズ店ではないこと。

（１３）　経営改善計画書で定めた計画内容に関し、法令等に抵触していないこと。

（１４）　経営改善計画書で定めた計画内容に関し、必要な資格、許認可等を取得していること。

（１５）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に定める営業を営む者又は当該営業を営む者で構成された団体でないこと。

（１６）　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくは日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人でないこと。

（暴力団の排除）

第８条　前２条に定めるもののほか、足立区暴力団排除条例（平成２４年足立区条例第３７号）第７条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としない。

（１）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団

（２）　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（３）　法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

（４）　法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

２　区長は、必要に応じて、第１２条第１項の申請者、第１３条第１項の事業対象者又第１６条第１項の規定による交付決定を受けた事業対象者が、前項各号のいずれかに該当するか否かについて警視庁に対して確認を行うことができる。

（申請前後の現地調査受入れの義務）

第９条　操業環境改善費補助を申請しようとする小規模事業者等は、第３条第１号の規定する計画作成相談を受ける前に、防音、防振、防臭等の必要の有無を確認する区の現地調査を受けなければならない。

２　前項に定めるもののほか、操業環境改善費補助を申請した小規模事業者等は、第１２条の認定後から第１５条の交付申請の前までに、認定事業の実施状況を確認する区の現地調査を受けなければならない。

（補助対象経費等）

第１０条　第５条第１項の補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる補助の区分に応じて、当該各号に掲げる経費とし、経費ごとに税込みで算定し、千円未満を切り捨てて算出する。この場合において、有期又は定期的な支払を行う経費については、１年分を上限として算入することができる。

（１）　機械設備等購入費補助の対象経費は、次に掲げる費用とする。

ア　機械設備等購入費　生産力・販売力向上に必要な機械設備等購入費

イ　機械設備等リース料　生産力・販売力向上に必要な機械設備等リース料（対象経費となる機械設備等に係るものに限る。）

ウ　機械設備等設置工事費　生産力・販売力向上に必要な機械設備等設置工事費（対象経費となる機械設備等に係るものに限る。）

エ　機械設備等修理費又は改造費　生産力・販売力向上に必要な機械設備等の性能を高めるための修理費又は改造費（対象経費となる機械設備等に係るものに限る。）

オ　機械設備等維持費　生産力・販売力向上に必要な機械設備等の性能を維持するための費用（対象経費となる機械設備等に係るものに限る。）

（２）　店舗改修費補助の対象経費は、次に掲げる費用とする。

ア　機械設備等購入費　集客力向上に必要な機械設備等購入費

イ　機械設備等リース料　集客力向上に必要な機械設備等リース料（対象経費となる機械設備等に係るものに限る。）

ウ　機械設備等設置工事費　集客力向上に必要な機械設備等設置工事費（対象経費とな

る機械設備等に係るものに限る。）

エ　機械設備等修理費又は改造費　集客力向上に必要な機械設備等の性能を高めるための修理費又は改造費（対象経費となる機械設備等に係るものに限る。）

オ　機械設備等維持費　集客力向上に必要な機械設備等の性能を維持するための費用（対象経費となる機械設備等に係るものに限る。）

カ　設計工事費　集客力向上に必要な店舗改修の設計費及び工事費

キ　店舗デザイン相談費　集客力向上のために建築士、店舗デザイナー等に相談した経費

（３）　操業環境改善費補助の対象経費は、次に掲げる費用とする。

ア　工場改修費　操業環境の改善・生産力向上に必要な工場改修の設計費及び工事費

イ　工場改修に伴う設備更新・導入費　操業環境の改善・生産力向上に必要な工場改修に伴う設備更新費及び導入費

２　前項各号に定める補助の対象となる経費の詳細は、募集案内等で別に定める。

３　第１項第２号カの設計工事費並びに同項第３号アの工場改修費及び同号イの工場改修に伴う設備更新・導入費については、新築又は増築に要した費用は含まないものとする。

４　第１項の規定にかかわらず、機械設備等購入費補助及び店舗改修費補助については、これらの補助の対象となる経費の合計額が、区内調達（同項に定める対象経費のうち、区内の事業者からの調達等によるものの割合が５０％以上である場合をいう。以下同じ。）にあっては７万５千円、区外調達（同項に定める対象経費のうち、区内の事業者からの調達等によるものの割合が５０％未満である場合をいう。以下同じ。）にあっては１０万円に満たない場合、操業環境改善費補助については、補助の対象となる経費の合計額が８０万円に満たない場合について、補助の対象としないものとする。

５　第１項の規定にかかわらず、小規模事業者等による自己取引、小規模事業者等の代表者又は役員の親族が経営する事業者との取引又は実質的に小規模事業者等の経営に参画している事業者との取引に係る経費について、補助の対象としないものとする。

（補助割合及び金額）

第１１条　機械設備等購入費補助及び店舗改修費補助に係る補助金の額は、区内調達の場合にあっては前条に規定する補助対象経費の３分の２に相当する額（千円未満の端数を切り捨てる。）とし、区外調達の場合にあっては前条に規定する補助対象経費の２分の１に相当する額（千円未満の端数を切り捨てる。）とする。ただし、次項に規定する補助上限額の範囲内とする。

２　前項ただし書の補助上限額は、区内調達の場合にあっては２５０万円、区外調達の場合にあっては１５０万円とする。

３　操業環境改善費補助に係る補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の２分の１に相当する額（千円未満の端数を切り捨てる。）とし、補助上限額を２５０万円とする。

（補助金の認定申請）

第１２条　第５条第１項の補助金の交付を受けようとする小規模事業者等（以下「申請者」という。）は、足立区小規模事業者等経営改善補助金申請書（様式第１号又は様式第２号）

に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、区長が指定する日までに提出するものとする。

（１）　個人事業者　住民票、直近の個人事業税納税証明書又は非課税証明書、住民税納税証明書又は非課税証明書、直近の青色申告書又は白色申告書の写し及び開業届の写し

（２）　法人　履歴事項全部証明書、直近の法人住民税・法人事業税納税証明書又は非課税証明書並びに直近の確定申告書及び決算書（損益計算書及び貸借対照表を含む。）の写し

（３）　申請者のうち次に掲げる者　それぞれ次に定める書類

ア　機械設備等購入費補助申請者　見積書又は経費見込み額を証明する書類

イ　店舗改修費補助申請者　見積書又は経費見込み額を証明する書類及び店舗改修前の現況写真

ウ　操業環境改善費補助申請者　見積書、企業概要パンフレット、固定資産税納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（１期分）、計画概要書（工場の位置図、平面図、立面図、写真等）、現工場（既存工場）の外観と内部の現況写真、当該事業の実施に伴う効果が分かる資料（カタログ、仕様書等）

エ　関連法規遵守の確認が必要な申請者　経営改善計画書で定めた計画内容に関して、法令等に抵触しないことを証する資料(建築確認書等その他区長が必要と認める資料)

オ　資格、許認可等の取得の確認が必要な申請者　資格、許認可等を得ていることを証する資料（営業許可証その他区長が必要と認める資料）

カ　経営実態の確認が必要な申請者　経営実態を確認するための資料（賃金台帳、事業所のレイアウト図、管轄警察署への風俗営業との規制及び業務の適正化に関する法律に係る確認書、購入品の区外使用・区外保管に係る誓約書、決算書・試算表その他区長が必要と認める資料）

キ　対象経費の確認が必要な申請者　対象経費の算出根拠、妥当性を確認するための資料（見積書、リース契約書その他区長が必要と認める資料）

２　前項に規定するもののほか、次の各号に該当する者は、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

（１）　店舗改修費補助及び操業環境改善費補助については、改修する建物が補助を受けようとする者の所有ではない賃貸物件の場合は、補助金の交付を受けようとする者が区に、改修承諾書（様式第３号）を提出するものとする。

（２）　店舗改修費補助のうち、第１０条第１項第２号キの店舗デザイン相談費については、補助金の交付を受けようとする者が区に、建築士、店舗デザイナー等との相談内容報告書(様式第４号)を提出するものとする。

３　区長は、前２項の申請書等の提出を受けたときは、その内容を足立区小規模事業者等経営改善補助金審査要領に定める審査基準により審査の上、補助金交付対象事業としての認定の可否及び交付限度額を決定し、交付を認める場合にはその旨及び交付限度額を足立区小規模事業者等経営改善補助金認定通知書（様式第５号又は様式第６号）により、交付を認めない場合には足立区小規模事業者等経営改善補助金不認定通知書（様式第７号）によ

り申請者に通知する。

４　区長は、前項の認定に際し、条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第１３条　前条第３項の規定により認定を受けた小規模事業者等（以下「事業対象者」という。）が補助金の申請を取り下げるときは、足立区小規模事業者等経営改善補助金取下届出書（様式第８号）を区長に提出しなければならない。

（申請内容の変更等）

第１４条　事業対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、足立区小規模事業者等経営改善補助金事業計画変更申請書（様式第９号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）　第５条第１項で定める対象事業を変更するとき。

（２）　第１０条第１項で定める経費区分を変更するとき。

（３）　その他申請内容に大きく変更が生じるとき。

２　区長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を足立区小規模事業者等経営改善補助金審査要領に定める審査基準により審査の上、変更を承認する場合は足立区小規模事業者等経営改善補助金事業計画変更承認通知書（様式第１０号）により、承認しない場合は足立区小規模事業者等経営改善補助金事業計画変更不承認通知書（様式第１１号）により、事業対象者に通知する。

３　区長は、前項の承認に際し、条件を付すことができる。

（補助金の交付申請）

第１５条　事業対象者は、区長が指定する日までに、足立区小規模事業者等経営改善補助金交付申請書（様式第１２号又は様式第１３号）に第１２条第３項の規定により認定した経費支払の根拠書類を添付して区長に提出しなければならない。

２　前項に規定する経費の支払方法は、金融機関等に記録が残る支払い方法とする。ただし、区長の承認を得た同一支払先につき５０万円未満の経費の支払方法については、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第１６条　区長は、前条第１項の申請書の提出を受けた場合は、内容を審査し、補助金交付限度額及び予算の範囲内で、交付額を決定する。この場合において、当該申請における第１２条第３項の規定により認定した経費の支払に疑義がある場合は、当該疑義があった経費を対象経費から除外することができる。

２　区長は、補助金の交付を決定したときは、足立区小規模事業者等経営改善補助金交付決定通知書（様式第１４号又は様式第１５号）により、事業対象者に通知する。

３　区長は、審査に当たり、必要と認める場合は、現地調査を行うことができる。

（補助金の請求及び支払）

第１７条　前条第２項の規定により通知を受けた事業対象者が補助金を請求しようとするときは、区長の指定する日までに、足立区小規模事業者等経営改善補助金交付請求書兼口座振込依頼書（様式第１６号）を区長に提出しなければならない。

２　区長は、前項に規定する請求書を受理したときは、請求内容を確認の上、補助金を支払うものとする。

（事後訪問の実施及び実績報告書の提出）

第１８条　事業対象者は、補助金の交付を受けた場合は、相談員による事後訪問を受けるものとする。

２　事業対象者は、区長の指定する日までに、決算書類等を添えて、実績報告書(様式第１７号)を区長に提出しなければならない。

（資産管理及び処分の制限）

第１９条　補助金の交付を受けた事業対象者は、第５条第１項に規定する補助事業により取得し、又は効用が増した機械等設備及び改修により効用が増した店舗、工場等の財産（以下「取得財産等」という。）については、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、取り壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、足立区小規模事業者等経営改善補助金取得財産等処分承認申請書（第１８号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定日の属する年度の終了後５年間を経過した場合又はやむを得ない事由によると区長が認めた場合は、この限りでない。

（交付決定等の取消し）

第２０条　区長は、事業対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定及び対象事業の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（３）　対象事業の認定、補助金の交付決定の内容、これらに付した条件、その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

（４）　機械設備等の区外設置や区外店舗の改修など、足立区外での計画実行が判明したとき。

（５）　補助金の交付を受ける事業の経費について、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公的機関から類似の補助金の交付を受けていること又は受ける見込みがあるとき。

（６）　補助金の交付決定又は対象事業の認定を受けた単年度において足立区新製品・新事業開発補助金交付要綱に基づく足立区新製品・新事業開発補助金の候補事業計画として採択されていることが判明したとき。

（７）　足立区小規模事業者等経営改善補助金交付請求書兼口座振込依頼書を期限までに提出しないとき。

（８）　前条の規定による取得財産等の処分を区長の承認を得ずに行ったとき。

（９）　第６条及び第７条に定める要件に該当しないこと又は第８条に該当することが判明したとき。

（１０）　第１３条の足立区小規模事業者等改善補助金取下届出書の提出があったとき。

（１１）　補助金の交付決定に係る事業の実施において、当該決定に係る第１５条第１項

の補助金交付申請書等の内容と異なる行為があったと認められるとき。

２　区長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、足立区小規模事業者等経営改善補助金交付決定及び補助金交付対象事業の認定取消通知書（様式第１９号）により通知する。

（補助金の返還）

第２１条　区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業対象者に補助金が交付されているときは、足立区小規模事業者等経営改善補助金返還請求通知書（様式第２０号）により、期限を定めて返還させる。

２　区長は、前項の返還金が納付されない場合は、延滞金を付して納付させるものとする。

３　前項に定める延滞金の利息は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条に規定する遅延利息の割合を適用する。

（補助金の経理等）

第２２条　補助金受給者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした挙証資料を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（検査）

第２３条　補助金受給者は、区長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査又は報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

（公表）

第２４条　区長は、補助金受給者の名称及び補助事業の内容を公表することができる。

（委任）

第２５条　この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は産業経済部長が別に定める。

付　則（３０足産産発第１６０５号　平成３０年１１月１５日　区長決定）

（施行期日）

１　この要綱は、決定の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に３０足産産発第１６０４号平成３０年１１月１４日区長決定により廃止した足立区小規模事業者経営改善補助金交付要綱の規定により区長が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により区長に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれこの要綱の相当規定により区長が行った決定その他の行為又はその他の区長に対してなされた申請その他行為とみなす。

付　則（３１足産産発第４７９号　令和元年５月２２日　区長決定）

この要綱は、令和元年５月２２日から施行する。

付　則（２足産産発第１０７８号　令和２年８月１８日　区長決定）

この要綱は、令和２年８月１８日から施行する。

付　則（３足産産発第８７４号　令和３年７月１６日　区長決定）

この要綱は、令和３年７月１６日から施行する。

付　則（４足産産発第４８号　令和４年４月８日　区長決定）

（施行期日）

１　この要綱は、決定の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の足立区小規模事業者等経営改善補助金交付要綱の規定は、施行日以後に、第１２条の規定により申請を行った者に適用し、同日前に当該申請を行った者については、なお従前の例による。

付　則（５足産産発第１４３号　令和５年４月２６日　区長決定）

（施行期日）

１　この要綱は、決定の日から施行し、令和５年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の足立区小規模事業者等経営改善補助金交付要綱の規定は、適用日以後に、第１２条の規定による申請を行った者に適用し、同日前に当該申請を行った者については、なお従前の例による。

付　則（６足産産発第３８４号　令和６年５月１４日区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付　則（６足産産発第３８３３号　令和７年３月２１日　区長決定）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第１２条関係）

捨印

年　　月　　日

（提出先）足立区長

屋号又は会社名

個人事業主の住民票住所もしくは法人の本店登記の住所
〒　　－

事業所住所
〒　　－
東京都足立区

機械設備等設置・保管の場所（上記と異なる場合記入）
〒　　－

登記上の役職名（法人のみ記入）

氏名（個人事業主名又は代表取締役名）・印　　印

※法人の場合は記名押印してください。法人以外でも、個人事業主が手書きしない場合は記名押印してください。

区収受印

Ⓑ 令和　　年度足立区小規模事業者等経営改善補助金申請書

【 経 営 改 善 計 画 書 】　　コース名　☐ 機械設備等購入費補助　☐ 店舗改修費補助

１．企業概要

事業形態	１．個人事業　２．有限会社　３．株式会社　４．その他（　　）
設立	年　　月
役員・従業員数	合計　　名　〔役員　　名、正社員　　名、アルバイト等　　名〕 ※個人事業主の場合、代表者とその家族は役員欄に記入
業種	１．卸売業・小売業　　２．サービス業　　３．製造業・その他
主要な製品・商品・サービス	
直近の売上	円（直近決算時）※直近決算期　　年　　月

※補助金受給者の名称・事業名を公表する場合があります。

※相談時の経営改善計画書の説明者は、代表者または担当者（従業者）に限ります。代表者・担当者の出席や説明がない場合、再相談となることがあります。

２．計画のテーマ：３５文字以内

３．計画期間（申請する年の４月以降の時点から２年間を設定）

令和　　年　　月　～　令和　　年　　月

４．事業の現状

（１）現在の事業概要

（２）会社の強み（良いところ）

（３）会社の弱み（不足するところ）

５．経営改善計画の内容

（１）現状の問題点（生産効率が悪い、集客力が弱いなど）

（２）実際に行うこと（新型機械の導入、店のレイアウト変更など）

（３）目標（生産増、集客増など）

６．取組み事項と実施スケジュール

取組み事項と現状・目標効果・実施スケジュールを、次の表にご記入ください。

生産（取組み：（例）新製品の開発、製造方法の変更、品質・コスト・納期の管理、増産など）
※店舗改修の場合は生産面の取組み欄に改修内容を記載
販売（取組み：（例）新製品の開発、提供サービスの変更、営業活動・広告宣伝活動・販路の拡大など）
組織（運営）（取組み：（例）社員の育成、組織の活性化策、パート従業員の正社員化など）

取組み		現状	目標・効果	担当	実施スケジュール			
					１期目		２期目	
					前期 6ヶ月	後期 6ヶ月	前期 6ヶ月	後期 6ヶ月
生産	(1)							
	(2)							
販売	(1)							
	(2)							
組織（運営）	(1)							
	(2)							

７．財務目標（※決算期で記入）（単位：千円）

	実績	計画	
	（直近期末） 年　月	（１期後） 年　月	（2 期後） 年　月
（A）売上高			
（B）売上原価			
売上総利益（A－B）			
（C）販売管理費			
営業利益（A－B－C）			
（B）（C）内の減価償却費			

金融機関等からの借入金額	
借入返済額（月返済額×12 か月）	

※営業利益（個人事業主）について、青色申告における青色申告決算書（損益計算書）の「青色申告特別控除前の所得金額」、白色申告における収支内訳書の「所得金額」が概ねそれにあたります。

※営業外収益（補助金、雑収入など）は、(A)(B)(C)から除いてください。

８．財務目標の根拠

（A）売上高の算出根拠

（B）売上原価の算出根拠

（C）販売管理費、減価償却費の算出根拠

捨印

９．資金計画書

【経費区分】

経費区分ごとに、調達先、経費内容、見積金額を記入してください。
①機械設備等購入費　②機械設備等リース料　③機械設備等設置工事費　④機械設備等修理費・改造費
⑤機械設備等維持費　⑥設計工事費　⑦店舗デザイン相談費
※機械設備等購入費補助の申請は①～⑤のみ選択ください。
※②⑤は１年分を上限金額として見積金額を記入してください。

No.	経費区分	調達先	経費内容	見積金額（消費税込）
A		区内 ・ 区外		，　円
B		区内 ・ 区外		，　円
C		区内 ・ 区外		，　円
D		区内 ・ 区外		，　円
E		区内 ・ 区外		，　円
		（ア）合計額		，　円
		区内調達金額		，　円
		区外調達金額		，　円

（イ）区内調達が５０％以上⇒合計額の２／３［（ア）×２／３］（千円未満切捨）	，０００　円
（イ）区内調達が５０％未満⇒合計額の１／２［（ア）×１／２］（千円未満切捨）	，０００　円

【補助金交付希望額】

（イ）＜５万円　⇒　申請対象外	，０００　円
区内調達が５０％以上　⇒　５万円≦（イ）≦２５０万円　⇒　（イ） 区内調達が５０％未満　⇒　５万円≦（イ）≦１５０万円　⇒　（イ）	
区内調達が５０％以上　⇒　２５０万円＜（イ）　⇒　２５０万円 区内調達が５０％未満　⇒　１５０万円＜（イ）　⇒　１５０万円	

※この経営改善計画書は認定基準に基づいて採点され、一定基準以上の評価を受けた場合は認定となり、基準を満たさない場合は不認定となります。
※区内企業に経費を支払う場合、審査の際に加点の対象となります。
※審査の結果、交付決定額が希望額を下回る場合があります。

１０．過去の交付状況

交付の有無	「有」の場合 過去の計画と相違する取組み
有・無	

※最後に・・・　「押印」「捨印」や、「日付」「署名」の記入もお忘れなく！

確認書	以下の事項を確認（チェック欄に☑）するとともに、署名欄に記入のうえ提出ください。

□	常時使用する従業員数が製造業・建設業・運輸業・その他の場合は３０人以下、卸売業・サービス業の場合は１０人以下である。
□	申請日時点で、区内で継続して１年以上同一の事業を営む個人事業者または法人である。法人の場合は区内で本店登記を行って１年以上経過している。
□	機械設備等の設置や店舗の改修等を申請日時点で開設後１年以上経過している区内の事業所及び店舗で実行する。
□	大企業が単独で本補助金の対象となる小規模事業者等の発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していない。大企業が複数の事業者と本補助金の対象となる小規模事業者等の発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資していない。本補助金の対象となる小規模事業者等の役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務していない。大企業が実質的に本補助金の対象となる小規模事業者等の経営に参画していない。
□	住民税、個人事業税、法人都民税、法人事業税を滞納していない。
□	前年度に本補助金の交付を受けていない。
□	【過去に交付を受けた者のみ】当該交付に係る実績報告書等、区が求めた書類又は証明書を提出している。
□	本補助金の交付を受けようとする経費について、国若しくは地方公共団体（足立区含む）又はこれらに準じる公的機関から類似する助成金の交付を受けていない、又は受ける見込みがない。
□	当該年度において、足立区新製品・新事業開発補助金の候補事業計画として採択されていない。
□	チェーン店、フランチャイズ店ではない。
□	経営改善計画書で定めた計画内容に係る法令等に抵触していない。
□	【対象者のみ】経営改善計画で定めた計画内容に関し必要な資格、許認可等を取得している。
□	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に掲げる営業を営む者又は当該営業を営む者で構成された団体でない。
□	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人でない。
□	足立区暴力団排除条例に基づく暴力団、暴力団員に該当しない。
□	補助対象経費は申請者による自己取引、申請者の親族が経営する事業者との取引、実質的に申請者の経営に参画している事業者との取引によるものではない。
□	区の求めに応じ、経営改善計画書の内容に関して法令等に抵触しないことを証する資料、資格・許認可等を証する資料、経営実態や対象経費を確認するための資料等を提出する。
□	金融機関等の支払記録がない取引は行わない。
□	以下のいずれかに該当したときは、認定・交付の取消しや補助金の返還に応じる。 「偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき」「補助金を他の用途に使用したとき」「対象事業の認定、補助金の交付決定の内容、これらに付した条件、その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき」「機械設備等の区外設置や区外店舗の改修など区外での計画実行が判明したとき」「対象事業となる経費について、国・地方公共団体・これらに準じる公的機関から類似する補助金の交付を受けているとき又は受ける見込みがあるとき」「本年度において足立区新製品・新事業開発補助金の候補事業計画として採択されていることが判明したとき」「口座振込依頼書を期限までに提出しないとき」「取得財産等の処分を区長の承認を得ずに行ったとき」「当補助金の申請要件に該当しないことが判明したとき」「当補助金の取下届出書の提出があったとき」「事業の実施において、補助金交付申請書等の内容と異なる行為があったと認められるとき」「取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用・譲渡・売却・交換・貸付・取り壊し・廃棄・担保にしたとき」
□	中小企業相談員への経営改善計画書の説明は、代表者または担当者（従業者）が行う。
□	区の認定後に契約・支払・納品を行う。
□	経営実態・取引実績が不明確な事業者からの商品・サービス調達はない。区の求めがあれば、調達先事業者の経営実態、取引実績の確認に応じる。

上記事項に相違はありません

署名欄	屋号または会社名	
	登記上の役職名（法人のみ記入）	
	個人事業主名または代表取締役名（自署） ※法人の場合は記名押印してください。法人以外でも個人事業主が手書きしない場合は記名押印してください。	印

様式第２号（第１２条関係）

捨印

年　　月　　日

（提出先）足立区長

屋号又は会社名

個人事業主の住民票住所もしくは法人の本店登記の住所

〒　　－

事業所住所

〒　　－

東京都足立区

機械設備等設置・保管の場所（上記と異なる場合記入）

〒　　－

登記上の役職名（法人のみ記入）

氏名（個人事業主名又は代表取締役名）・印

印

※法人の場合は記名押印してください。法人以外でも、個人事業主が手書きしない場合は記名押印してください。

区収受印

令和　　年度足立区小規模事業者等経営改善補助金申請書

【 経 営 改 善 計 画 書 】　　コース名　　**操業環境改善費補助**

１．企業概要

設立	年　　月			
役員・従業員数	合計　　名　〔役員　　名、正社員　　名、アルバイト等　　名〕 ※個人事業主の場合、代表者とその家族は役員欄に記入			
業種	1.製　造　業　（　　） 2.機械等修理業（　　） （日本標準産業分類　中分類参照のこと）			
直近の売上	円（直近決算時）※直近決算期　　年　　月			
製品・取引先	主要製品（割合）		主要取引先（割合）	
	（　　%）		（　　%）	
	（　　%）		（　　%）	
	（　　%）		（　　%）	
	（　　%）		（　　%）	
株主等一覧 ※出資比率の高いものから記載	株主名又は出資者名	所在地	大企業に該当は〇	出資比率
				%
				%
				%
	ほか（　　）者			

主要保有設備				
自社技術の特徴				
電話番号				
e-mail				
FAX 番号				
助成対象事業名		□　防音対策に係る事業 □　防振対策に係る事業 □　防臭対策に係る事業 □　その他（　　）		
現工場の概要	住所	〒　　東京都足立区		
	所有区分	土地：□自己所有地　□借地 建物：□自社所有　　□賃借		
	用途地域			
	敷地面積	㎡	建築面積	㎡
	延べ床面積	㎡ （うち生産施設面積　　㎡）	建物の構造	造　　階建
	事業内容			

（補助金受給者の名称・事業名を公表する場合があります。）

２．担当者

担当者役職・氏名	
電話番号	
e-mail	

３．計画のテーマ：３５文字以内

４．計画期間（申請する年の４月以降の時点から２年間を設定）

令和　　年　　月　～令和　　年　　月

５．事業の現状

（１）現在の事業概要

（２）会社の強み（良いところ）

（３）会社の弱み（不足するところ）

６．経営改善計画の内容

（１）現状の問題点（機械の操業音のため夜間の操業ができないなど）

（２）実際に行うこと（防音工事の実施、排気設備設置工事の実施など）

（３）目標（生産増、臭いの低減による作業効率のアップなど）

７．取組み事項と実施スケジュール

取組み事項と現状・目標・実施スケジュールを、次の表にご記入ください。

※改修内容の記入は必須です。生産面と環境面から取組み事項をご検討ください。

取組み	現状	目標・効果	担当	実施スケジュール			
				１期目		２期目	
				前期 ６ヶ月	後期 ６ヶ月	前期 ６ヶ月	後期 ６ヶ月
(1)							
(2)							
(3)							
(4)							
(5)							

当該事業にかかるスケジュール等	工事着手予定日	令和　　年　　月　　日
	工事完了予定日	令和　　年　　月　　日
	支払完了予定日	令和　　年　　月　　日

８．財務目標（※決算期で記入）（単位：千円）

	実績	計画	
	（直近期末） 年　月	（１期後） 年　月	（2 期後） 年　月
（A）売上高			
（B）売上原価			
売上総利益（A－B）			
（C）販売管理費			
営業利益（A－B－C）			
（B）（C）内の減価償却費			

※営業利益（個人事業主）について、青色申告における青色申告決算書（損益計算書）の「青色申告特別控除前の所得金額」、白色申告における収支内訳書の「所得金額」が概ねそれにあたります。

※営業外収益（補助金、雑収入など）は、(A)（B）（C）から除いてくださ

金融機関等からの借入金額	
借入返済額(月返済額×12 か月)	

９．財務目標の根拠

（A）売上高の算出根拠

（B）売上原価の算出根拠

（C）販売管理費、減価償却費の算出根拠

１０.【経費区分】

下記の経費区分ごとに、調達先、経費内容、見積金額を記入してください。

①工場改修費
②工場改修に伴う設備更新費・導入費

捨印

	経費区分	調達先	経費内容	見積金額（消費税込）
予定投資額		区内・区外		，　　円
		区内・区外		，　　円
		区内・区外		，　　円
（ア）合計額				，　　円
（イ）合計額の１／２　［（ア）×１／２］（千円未満切捨）				，０００円
資金計画	自己資金			，　　円
	借入金			，　　円
	（イ）小規模事業者等経営改善補助金申請額			，０００円
	その他			，　　円
	（ア）合計額			，　　円

※今回の申請後、補助金支払い手続きの際に金融機関等の支払記録の提出がない場合、
補助金が認められないことがあります。

【補助金交付希望額】

（イ）＜４０万円　⇒　申請対象外	，０００　円
４０万円≦（イ）≦２５０万円　⇒　（イ）	
２５０万円＜（イ）　⇒２５０万円	

※この経営改善計画書は認定基準に基づいて採点され、一定基準以上の評価を受けた場合は認定となり、
基準を満たさない場合は不認定となります。

※区内企業に経費を支払う場合、審査の際に加点の対象となります。

※審査の結果、交付決定額が希望額を下回る場合があります。

１１.過去の交付状況

交付の有無	「有」の場合 過去の計画と相違する取り組み
有・無	

※最後に・・・

「押印」「捨印」や、「日付」「署名」の記入もお忘れなく！

【誓 約 書】

年　　月　　日

（宛先）足立区長

本店所在地　東京都足立区

屋号または会社名

登記上の役職名（法人の場合のみ）

氏名（個人事業主又は代表取締役名）・印

印

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

〔　記　〕

貴職において必要と判断した場合には、本様式に記載された個人情報を警視庁に提供することに同意します。

個人情報の提供に同意する場合 記名押印	役職	性別	住所	生年月日
（フリガナ） （氏名）　印		男・女		S・H　年 月　日
（フリガナ） （氏名）　印		男・女		S・H　年 月　日
（フリガナ） （氏名）　印		男・女		S・H　年 月　日
（フリガナ） （氏名）　印		男・女		S・H　年 月　日
（フリガナ） （氏名）　印		男・女		S・H　年 月　日
（フリガナ） （氏名）　印		男・女		S・H　年 月　日

（注１）氏名にはフリガナを付して下さい。

（注２）記に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

確認書	以下の事項を確認（チェック欄に☑）するとともに、署名欄に記入のうえ提出ください。

□	常時使用する従業員数が機械等修理業の場合は１０人以下、製造業の場合は３０人以下である。
□	申請日時点で、区内で継続して３年以上同一の事業を営む個人事業者または法人である。法人の場合は区内で本店登記を行って３年以上経過している。
□	機械設備等の設置や工場等の改修等を申請日時点で開設後３年以上経過している区内の事業所及び工場で実行する。
□	大企業が単独で本補助金の対象となる小規模事業者等の発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していない。大企業が複数の事業者と本補助金の対象となる小規模事業者等の発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資していない。本補助金の対象となる小規模事業者等の役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務していない。大企業が実質的に本補助金の対象となる小規模事業者等の経営に参画していない。
□	住民税、固定資産税、個人事業税、法人都民税、法人事業税を滞納していない。
□	前年度に本補助金の交付を受けていない。
□	【過去に交付を受けた者のみ】当該交付に係る実績報告書等、区が求めた書類又は証明書を提出している。
□	本補助金の交付を受けようとする経費について、国若しくは地方公共団体（足立区含む）又はこれらに準じる公的機関から類似する助成金の交付を受けていない、又は受ける見込みがない。
□	当該年度において、足立区新製品・新事業開発補助金の候補事業計画として採択されていない。
□	チェーン店、フランチャイズ店ではない。
□	経営改善計画書で定めた計画内容に係る法令等に抵触していない。
□	【対象者のみ】経営改善計画で定めた計画内容に関し必要な資格、許認可等を取得している。
□	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に掲げる営業を営む者又は当該営業を営む者で構成された団体でない。
□	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人でない。
□	足立区暴力団排除条例に基づく暴力団、暴力団員に該当しない。
□	補助対象経費は申請者による自己取引、申請者の親族が経営する事業者との取引、実質的に申請者の経営に参画している事業者との取引によるものではない。
□	区の求めに応じ、経営改善計画書の内容に関して法令等に抵触しないことを証する資料、資格・許認可等を証する資料、経営実態や対象経費を確認するための資料等を提出する。
□	金融機関等の支払記録がない取引は行わない。
□	以下のいずれかに該当したときは、認定・交付の取消しや補助金の返還に応じる。 「偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき」「補助金を他の用途に使用したとき」「対象事業の認定、補助金の交付決定の内容、これらに付した条件、その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき」「機械設備等の区外設置や区外店舗の改修など区外での計画実行が判明したとき」「対象事業となる経費について、国・地方公共団体・これらに準じる公的機関から類似する補助金の交付を受けているとき又は受ける見込みがあるとき」「本年度において足立区新製品・新事業開発補助金の候補事業計画として採択されていることが判明したとき」「口座振込依頼書を期限までに提出しないとき」「取得財産等の処分を区長の承認を得ずに行ったとき」「当補助金の申請要件に該当しないことが判明したとき」「当補助金の取下届出書の提出があったとき」「事業の実施において、補助金交付申請書等の内容と異なる行為があったと認められるとき」「取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用・譲渡・売却・交換・貸付・取り壊し・廃棄・担保にしたとき」
□	中小企業相談員への経営改善計画書の説明は、代表者または担当者（従業者）が行う。
□	区の認定後に契約・支払・納品を行う。
□	経営実態・取引実績が不明確な事業者からの商品・サービス調達はない。区の求めがあれば、調達先事業者の経営実態、取引実績の確認に応じる。

上記事項に相違はありません

署名欄	屋号または会社名	
	登記上の役職名（法人のみ記入）	
	個人事業主名または代表取締役名（自署） ※法人の場合は記名押印してください。法人以外でも個人事業主が手書きしない場合は記名押印してください。	印

様式第３号（第１２条関係）

改修承諾書

年　　月　　日

（宛先）申請者の企業名

個人事業主名または代表取締役名

下記物件の事業の実施を承諾します。

記

１．　物件所在地　　足立区

２．　事業内容・事業実施条件等

（賃貸人署名）住所

氏名

電話番号

様式第４号（第１２条関係）

（提出先）足立区長　　年　　月　　日

住所（又は所在地）　〒　　－

屋号又は会社名

氏名（個人事業主名又は代表取締役名）

相談内容報告書

相談先住所

相談先名称・担当者名

店舗デザイン相談費について、相談内容は以下のとおりです。

※相談内容は、相談先担当者に記入してもらって下さい。

※相談内容には、①建築基準法関連法令の遵守事項　②集客アップ・イメージアップ　③ユニバーサルデザインへの配慮を盛り込んでください。

様式第５号（第１２条関係）

年　　月　　日

様

足立区長

足立区小規模事業者等経営改善補助金認定通知書

足立区小規模事業者等経営改善補助金について、貴方が提出された「足立区小規模事業者等経営改善補助金申請書」の内容を審査した結果、補助金交付対象事業として認定いたしましたので、下記のとおり通知します。

記

１．コース名　　機械設備等購入費補助　・　店舗改修費補助

２．計画のテーマ

３．補助金交付限度額

￥				,	０	０	０	円

４．補助金交付対象経費　※「経費区分」欄の番号詳細は下記を参照

①機械設備等購入費　②機械設備等リース料　③機械設備等設置工事費
④機械設備等修理費および改造費　⑤機械設備等維持費　⑥設計工事費　⑦店舗デザイン相談費

経費区分	調達先	対象経費金額（消費税込）
		,　　円
		,　　円
		,　　円
		,　　円
		,　　円
	（ア）合計額	,　　円
	区内調達金額	,　　円
	区外調達金額	,　　円

(イ)区内調達が 50%以上⇒合計額の 2/3［(ア) ×2/3](千円未満切捨)	，０００円
(イ)区内調達が 50%未満⇒合計額の 1/2［(ア) ×1/2](千円未満切捨)	，０００円

参考　【補助金額算定方法】

（イ）＜５万円　⇒　申請対象外	，０００円
区内調達が５０％以上　⇒　５万円≦（イ）≦２５０万円　⇒　（イ） 区内調達が５０％未満　⇒　５万円≦（イ）≦１５０万円　⇒　（イ）	
区内調達が５０％以上　⇒　２５０万円＜（イ）　⇒　２５０万円 区内調達が５０％未満　⇒　１５０万円＜（イ）　⇒　１５０万円	

様式第６号（第１２条関係）

年　　月　　日

様

足立区長

足立区小規模事業者等経営改善補助金認定通知書

足立区小規模事業者等経営改善補助金について、貴方が提出された「足立区小規模事業者等経営改善補助金申請書」の内容を審査した結果、補助金交付対象事業として認定いたしましたので、下記のとおり通知します。

記

１．コース名　　操業環境改善費補助

２．計画のテーマ

３．補助金交付限度額

￥				,	０	０	０	円

４．補助金交付対象経費　※「経費区分」欄の番号詳細は下記を参照

①工場改修費　　②工場改修に伴う設備更新費・導入費

経費区分	対象経費金額（消費税込）
	,　　円
	,　　円
	,　　円
	,　　円
	,　　円
（ア）合計額	,　　円
（イ）合計額の１／２ ［（ア）×１／２］千円未満切捨	,　０００円

参考　【補助金額算定方法】

（イ）＜４０万円⇒申請対象外	,　０００円
４０万円≦（イ）≦２５０万円　⇒（イ）	
２５０万円＜（イ）⇒２５０万円	

様式第７号（第１２条関係）

年　　月　　日

様

足立区長

足立区小規模事業者等経営改善補助金不認定通知書

足立区小規模事業者等経営改善補助金について、貴方が提出された「足立区小規模事業者等経営改善補助金申請書」の内容を審査した結果、補助金交付対象事業として認定されませんでしたので、下記のとおり通知します。

記

１．コース名　　①機械設備等購入費補助　②店舗改修費補助　③操業環境改善費補助

２．計画のテーマ

３．理由

様式第８号（第１３条関係）

捨印

年　　月　　日

（提出先）足立区長

区収受印

屋号又は会社名

個人事業主の住民票住所もしくは法人の本店登記の住所

〒　　－

事業所住所（計画実施場所の住所）

〒　　－

東京都足立区

機械設備等設置・保管の場所（上記と異なる場合記入）

〒　　－

登記上の役職名（法人のみ記入）

氏名（個人事業主名又は代表取締役名）・印　　印

※法人の場合は記名押印してください。法人以外でも、個人事業主が手書きしない場合は記名押印してください。

足立区小規模事業者等経営改善補助金取下届出書

私は、　年　月　日に提出した「足立区小規模事業者等経営改善補助金申請書」を取り下げます。

なお、本申請の取下げを行った後は、いかなる場合でも当該事業における請求等は一切行いません。

記

１．コース名　　①機械設備等購入費補助　　②店舗改修費補助　　③操業環境改善費補助

２．計画のテーマ

３．取下げ理由

様式第９号（第１４条関係）

捨印

年　　月　　日

（提出先）足立区長

屋号又は会社名

個人事業主の住民票住所もしくは法人の本店登記の住所

〒　　－

事業所住所（計画実施場所の住所）

〒　　－

東京都足立区

機械設備等設置・保管の場所（上記と異なる場合記入）

〒　　－

登記上の役職名（法人のみ記入）

氏名（個人事業主名又は代表取締役名）・印　　印

※法人の場合は記名押印してください。法人以外でも、個人事業主が手書きしない場合は記名押印してください。

区収受印

足立区小規模事業者等経営改善補助金事業計画変更申請書

足立区小規模事業者等経営改善補助金について、下記のとおり事業計画を変更します。

記

１．コース名　　①機械設備等購入費補助　　②店舗改修費補助　　③操業環境改善費補助

２．計画のテーマ

３．補助金交付希望額

￥				,	0	0	0	円

４．変更内容

５．変更理由

６．添付書類

様式第１０号（第１４条関係）

年　　月　　日

様

足立区長

足立区小規模事業者等経営改善補助金事業計画変更承認通知書

足立区小規模事業者等経営改善補助金について、貴方が提出された「足立区小規模事業者等経営改善補助金事業計画変更申請書」を承認いたしましたので、下記により通知します。

記

１．コース名　　①機械設備等購入費補助　　②店舗改修費補助　　③操業環境改善費補助

２．計画のテーマ

３．補助金交付限度額

￥				,	０	０	０	円

４．変更条件

様式第１１号（第１４条関係）

年　　月　　日

様

足立区長

足立区小規模事業者等経営改善補助金事業計画変更不承認通知書

足立区小規模事業者等経営改善補助金について、貴方が提出された「足立区小規模事業者等経営改善補助金事業計画変更申請書」は承認されませんでしたので、下記により通知します。

記

１．コース名　　①機械設備等購入費補助　　②店舗改修費補助　　③操業環境改善費補助

２．計画のテーマ

３．不承認理由

様式第１２号（第１５条関係）

捨印

年　　月　　日

（提出先）足立区長

区収受印

屋号又は会社名

個人事業主の住民票住所もしくは法人の本店登記の住所

〒　　－

事業所住所（計画実施場所の住所）

〒　　－

東京都足立区

機械設備等設置・保管の場所（上記と異なる場合記入）

〒　　－

登記上の役職名（法人のみ記入）

氏名（個人事業主名又は代表取締役名）・印

印

※法人の場合は記名押印してください。法人以外でも、個人事業主が手書きしない場合は記名押印してください。

足立区小規模事業者等経営改善補助金交付申請書

足立区小規模事業者等経営改善補助金において認定された事業について、下記のとおり事業経費の支払完了及び事業実施の報告をします。別紙のとおり支払を証明する書類を添えて、補助金の交付を申請します。

記

１．コース名　　①機械設備等購入費補助　　②店舗改修費補助（どちらかに○）

２．計画のテーマ　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．補助金申請額

￥				,	0	0	0	円

４．経費内訳　※「経費区分」欄には下記一覧より番号を記入

①機械設備等購入費　②機械設備等リース料　③機械設備等設置工事費④機械設備等修理費および改造費　⑤機械設備等維持費　⑥設計工事費　⑦店舗デザイン相談費

経費区分	調達先	対象経費金額（消費税込）
	区内　・　区外	，　　円
	区内　・　区外	，　　円
	区内　・　区外	，　　円
	区内　・　区外	，　　円
	区内　・　区外	，　　円
（ア）合計額		，　　円
	区内調達金額	，　　円
	区外調達金額	，　　円

(イ)区内調達が 50%以上⇒合計額の 2/3［(ア) ×2/3](千円未満切捨)	，０００円
(イ)区内調達が 50%未満⇒合計額の 1/2［(ア) ×1/2](千円未満切捨)	，０００円

【補助金申請額】

（イ）＜５万円　　⇒　申請対象外	，０００円
区内調達が５０％以上　⇒　５万円≦（イ）≦２５０万円　⇒　（イ） 区内調達が５０％未満　⇒　５万円≦（イ）≦１５０万円　⇒　（イ）	
区内調達が５０％以上　⇒　２５０万円＜（イ）　⇒　２５０万円 区内調達が５０％未満　⇒　１５０万円＜（イ）　⇒　１５０万円	

５．補助対象事業実施報告

（１）実施の経過

ア）申請事業は計画どおりに進んでいますか。

１　はい　　２　いいえ（「実施経過備考欄」記入）

イ）申請時と比べて内容に変更はありますか。

１　はい（「実施経過備考欄記入」）　　２　いいえ

「実施経過備考欄」

（２）実施の成果

ア）足立区小規模事業者等経営改善補助金申請書は経営力強化に取り組む事業計画書となっています。今まで事業計画書を作成したことはありましたか。

１　はい　　２　いいえ

イ）事業計画書の作成及び事業計画に基づく経営は、御社にどのような変化をもたらしましたか。具体的にご記入ください。

（３）事業計画書の作成及び事業計画に基づく経営のこれからの進め方や予定をご記入ください。

様式第１３号（第１５条関係）

捨印

年　　月　　日

（提出先）足立区長

屋号又は会社名

区収受印

個人事業主の住民票住所もしくは法人の本店登記の住所

〒　　－

事業所住所（計画実施場所の住所）

〒　　－

東京都足立区

機械設備等設置・保管の場所（上記と異なる場合記入）

〒　　－

登記上の役職名（法人のみ記入）

氏名（個人事業主名又は代表取締役名）・印　　印

※法人の場合は記名押印してください。法人以外でも、個人事業主が手書きしない場合は記名押印してください。

足立区小規模事業者等経営改善補助金交付申請書

足立区小規模事業者等経営改善補助金において認定された事業について、下記のとおり、事業経費の支払完了及び事業実施の報告をします。別紙のとおり支払を証明する書類を添えて、補助金の交付を申請します。

記

１．コース名　　操業環境改善費補助

２．計画のテーマ

３．補助金申請額

￥				,	０	０	０	円

４．経費内訳　※「経費区分」欄には下記一覧より番号を記入

①工場改修費　　②工場改修に伴う設備更新費・導入費

経費区分	支払先区分（どちらかに○）	支払完了経費額（消費税込）
	区内　・　区外	,　　円
	区内　・　区外	,　　円
	区内　・　区外	,　　円
	区内　・　区外	,　　円
	区内　・　区外	,　　円
（ア）合計額		,　　円
（イ）合計額の１／２ ［（ア）×１／２］千円未満切捨		,　０００円

【補助金申請額】

（イ）＜４０万円⇒申請対象外	,　０００円
４０万円≦（イ）≦２５０万円⇒（イ）	
２５０万円＜（イ）⇒２５０万円	

５．補助対象事業実施報告

（１）実施の経過

ア）申請事業は計画どおりに進んでいますか。

１　はい　　２　いいえ（「実施経過備考欄」記入）

イ）申請時と比べて内容に変更はありますか。

１　はい（「実施経過備考欄記入」）　　２　いいえ

「実施経過備考欄」

（２）実施の成果

ア）足立区小規模事業者等経営改善補助金申請書は経営力強化に取り組む事業計画書となっています。今まで事業計画書を作成したことはありましたか。

１　はい　　２　いいえ

イ）事業計画書の作成及び事業計画に基づく経営は、御社にどのような変化をもたらしましたか？具体的にご記入ください。

（３）事業計画書の作成及び事業計画に基づく経営のこれからの進め方について、予定でも構いませんのでご記入ください。

様式第１４号（第１６条関係）

年　　月　　日

様

足立区長

足立区小規模事業者等経営改善補助金交付決定通知書

貴方が提出された足立区小規模事業者等経営改善補助金交付申請書に基づき、下記のとおり補助金額を決定しましたので通知します。

記

１．コース名　　機械設備等購入費補助・店舗改修費補助

２．計画のテーマ

３．補助金額

￥				,	0	0	0	円

４．補助金交付対象経費　※「経費区分」欄の番号の詳細は下記一覧を参照

①機械設備等購入費　②機械設備等リース料　③機械設備等設置工事費
④機械設備等修理費および改造費　⑤機械設備等維持費　⑥設計工事費　⑦店舗デザイン相談費

経費区分		対象経費認定金額
		,　　円
		,　　円
		,　　円
		,　　円
		,　　円
	（ア）合計額	,　　円
	区内調達金額	,　　円
	区外調達金額	,　　円

５．補助金の請求方法

別紙「足立区小規模事業者等経営改善補助金交付請求書兼口座振込依頼書」（様式第１６号）にて補助金の請求をしてください。　　請求期限　　年　　月　　日

参考　【補助金額算定方法】

（イ）区内調達が 50%以上⇒合計額の 2/3［（ア）×2/3］(千円未満切捨)	，０００円
（イ）区内調達が 50%未満⇒合計額の 1/2［（ア）×1/2］(千円未満切捨)	，０００円

（イ）＜５万円　　⇒　申請対象外	，０００円
区内調達が５０％以上　⇒　５万円≦（イ）≦２５０万円　⇒　（イ） 区内調達が５０％未満　⇒　５万円≦（イ）≦１５０万円　⇒　（イ）	
区内調達が５０％以上　⇒　２５０万円＜（イ）　⇒　２５０万円 区内調達が５０％未満　⇒　１５０万円＜（イ）　⇒　１５０万円	

様式第１５号（第１６条関係）

年　　月　　日

様

足立区長

足立区小規模事業者等経営改善補助金交付決定通知書

貴方が提出された足立区小規模事業者等経営改善補助金交付申請書に基づき、下記のとおり補助金額を決定しましたので通知します。

記

１．コース名　　操業環境改善費補助

２．計画のテーマ

３．補助金額

￥				,	０	０	０	円

４．補助金交付対象経費　※「経費区分」欄の番号の詳細は下記一覧を参照

①工場改修費　　②工場改修に伴う設備更新費・導入費

経費区分	対象経費認定金額
	,　　円
	,　　円
	,　　円
	,　　円
	,　　円
（ア）合計額	,　　円
（イ）合計額の１／２ ［（ア）×１／２］ 千円未満切捨	,　０００円

５．補助金の請求方法

別紙「足立区小規模事業者等経営改善補助金交付請求書兼口座振込依頼書」（様式第１６号）にて補助金の請求をしてください。　　請求期限　　年　　月　　日

参考　【補助金額算定方法】

（イ）＜４０万円⇒申請対象外	,　０００円
４０万円≦（イ）≦２５０万円　⇒（イ）	
２５０万円＜（イ）⇒２５０万円	

様式第１６号（第１７条関係）

捨印

年　　月　　日

（提出先）足立区長

屋号又は会社名

区収受印

個人事業主の住民票住所もしくは法人の本店登記の住所

〒　　－

事業所住所（計画実施場所の住所）

〒　　－

東京都足立区

機械設備等設置・保管の場所（上記と異なる場合記入）

〒　　－

登記上の役職名（法人のみ記入）

氏名（個人事業主名又は代表取締役名）・印　　印

※法人の場合は記名押印してください。法人以外でも、個人事業主が手書きしない場合は記名押印してください。

足立区小規模事業者等経営改善補助金交付請求書兼口座振込依頼書

足立区小規模事業者等経営改善補助金において、補助金の交付決定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。なお、請求金額は下記口座にお振り込みください。

記

１．コース名　　①機械設備等購入費補助　②店舗改修費補助　③操業環境改善費補助

２．計画のテーマ

請求金額	￥				,	0	0	0	円

金融機関名	銀　行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	支店名	支　店 出張所
口座種別	普　通　・　当　座　・その他（　　）		
口座番号 （右詰めで記入）			
フリガナ			
口座名			

※口座名は個人事業主の場合は申請者ご本人名義、法人の場合は会社名義の口座を指定してください。それ以外の口座を指定することはできません。

様式第１７号（第１８条関係）

（提出先）足立区長　　年　　月　　日

屋号又は会社名

個人事業主の住民票住所もしくは法人の本店登記の住所

〒　　－

氏名（個人事業主又は代表取締役名）

実　績　報　告　書

年度に補助金の交付を受けた足立区小規模事業者等経営改善補助金の対象事業について、以下のとおり実績を報告します。

１．コース名 （どれかに〇）	①機械設備等購入費補助　②店舗改修費補助　③操業環境改善費補助
２．計画のテーマ	

３．補助事業の実施成果‥‥‥‥‥直近決算の状況

	経営改善計画書（財務目標）		実績
	A 計画時の実績 【経営改善計画書】財務目標の「実績（直近期末）」の「(A) 売上高」と「営業利益」の金額	B 計画（２期後） 【経営改善計画書】財務目標の「計画（２期後）」の「(A) 売上高」と「営業利益」の金額	C 直近決算の実績 法人：直近の損益計算書の該当金額 個人：直近の確定申告収支内訳書又は青色申告決算書の該当金額
売上高	千円	千円	千円
営業利益	千円	千円	千円

「C　直近決算の実績」につながった取り組みや要因、または原因をご記入ください。

４．今後の経営について‥‥‥‥経営改善計画の２期目以降の取組み

該当に〇をつける　　計画通りに進める　・　計画を見直す

計画を見直す場合は、見直し内容をご記入ください。

◎中小企業診断士と経営に関する相談を希望する場合は〇をつけてください（区役所からご連絡します）

区役所での相談を希望する　・　訪問による相談を希望する

様式第１８号（第１９条関係）

足立区小規模事業者等経営改善補助金取得財産等処分承認申請書

年　　月　　日

（宛先）足　立　区　長

本店所在地
企業名
代表者職・氏名
事務担当者
電話番号
ＦＡＸ
Ｅ－ｍａｉｌ

年　　月　　日付　　第　　号で交付決定を受けた足立区小規模事業者等経営改善補助金の助成対象事業により取得した下記の取得財産等を処分したいので、足立区小規模事業者等経営改善補助金交付要綱第　　条の規定に基づき、承認を申請します。

記

１．コース名　　①機械設備等購入費補助　　②店舗改修費補助　　③操業環境改善費補助

２．取得財産等の品目・数量及び取得年月日

３．取得価額、時価、効用の増加した価格

４．処分の方法

５．処分の理由

６．処分予定日

様式第１９号（第２０条関係）

年　　月　　日

様

足立区長

足立区小規模事業者等経営改善補助金交付決定及び補助金交付対象事業の認定取消通知書

足立区小規模事業者等経営改善補助金交付要綱第２０条に基づき補助金交付決定の（全部・一部）及び補助金交付対象事業の認定の（全部・一部）を取り消します。

記

１．コース名　　①機械設備等購入費補助　　②店舗改修費補助　　③操業環境改善費補助

２．計画のテーマ

３．取消し金額

￥				,	０	０	０	円

４．根拠

（１）要綱第２０条の（１）
（２）要綱第２０条の（２）
（３）要綱第２０条の（３）
（４）要綱第２０条の（４）
（５）要綱第２０条の（５）
（６）要綱第２０条の（６）
（７）要綱第２０条の（７）
（８）要綱第２０条の（８）
（９）要綱第２０条の（９）
（１０）要綱第２０条の（１０）
（１１）要綱第２０条の（１１）

様式第２０号（第２１条関係）

年　　月　　日

様

足立区長

足立区小規模事業者等経営改善補助金返還請求通知書

足立区小規模事業者等経営改善補助金交付要綱第２１条に基づき、下記のとおり、補助金の返還を請求します。

記

１．コース名　　①機械設備等購入費補助　　②店舗改修費補助　　③操業環境改善費補助

２．計画のテーマ

３．補助金返還額

¥				,	０	０	０	円

４．根拠

５．納付方法

６．納付期限

年　　月　　日